

平成 3 0 年 9 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 9 月 27 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 81 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成 30 年 9 月 27 日 (木)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 40 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 81 会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 50 号 農用地利用集積計画について
議案第 51 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
議案第 52 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
議案第 53 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 54 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
議案第 55 号 農用地利用配分計画案について (農地中間管理事業関係)
 - (2) 報告
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 5 号 現況証明について
- 4 平成 31 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書に対する取り組みについて
- 5 その他
 - (1) 「人・農地プラン」の更新について
 - (2) 連絡事項

6 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

7 欠席委員 なし

8 職務のため出席した者

事務局		農業企画課	
事務局長	鈴木孝昌	専門員	福井恒夫
主幹	及部祥宏	主事	長谷川貴紀
主事	菊池亮輔	主事	森本裕之
主事	小口博之		

9 議事の経過

事務局	定刻となりました。 ただ今から豊橋市農業委員会 9 月総会を開会いたします。 内藤会長、よろしくお願いいたします。
議長	<あいさつ> それでは、総会を始めます。 なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
	本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。
	次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」

議 長 異議なしと認め、議席番号 8 番木下忠久委員、同 9 番清原さと子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、13 日の書類説明会、農業委員による現地調査、及び 20 日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

20 日の農地審査会以降、農地法第 3 条関係の変更、取下げ、保留はございません。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

20 日の審査会以降、5 条関係におきましては特に変更取下げ等はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番までの 4 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 48 号、1 ページをお願いします。

取得目的について、番号 1 番、2 番は経営規模拡大、番号 3 番は隣接農地を受贈する案件、番号 4 番は経営規模拡大のため受贈する案件です。

権利の種類について、全案件とも所有権の移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、すべて 2 名以上の農作業従事者がいます。また、番号 1 番、

3 番、及び 4 番の申請者は 70 歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号 4 番の所有農地のうち、3 筆は周辺同様山林化しており、それぞれ農業委員の方に耕作に供さない土地であることを確認していただきました。その他の土地につきましては、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第 2 号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 4 号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が 150 日以上従事しています。

第 5 号、取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについて、全案件とも申請前から 50a 以上あります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 9 番までの 9 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第49号、2ページから3ページをお願いします。

権利の種類については、所有権移転は、番号4番から6番です。賃借権の設定は、番号1番、2番、7番から9番です。使用貸借による権利の設定は、番号3番です。

転用目的については、番号1番が資材置場、番号2番、4番、5番、7番が駐車場等、番号3番が分家住宅等、番号6番が運動場等、番号8番、9番が太陽光発電設備です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号1番、5番です。2種農地と判断されるのは、番号2番から4番、7番から9番です。1種農地と判断されるのは、番号6番ですが、許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金のみは、番号1番、2番、4番から9番です。借入金のみは、番号3番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年10月25日から平成31年1月10日までに着工し、平成30年11月20日から平成31年2月28日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号3番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、全案件とも該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番、4番、8番、9番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、5番から7番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
委 員	「進 行」
議 長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。 本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 9 番については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって本案はさよう決しました。 続きまして、議案第 50 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。 所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件、及び農地中間管理偉業利用権設定の番号 1 番から 15 番までの 15 件、合計 18 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。 議案第 50 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。 農地流動化の申出があったもののうち、8 月 28 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。 今回の案件につきましては、3 件 11 筆 17,677 ㎡でございます。 これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる 9 月 20 日の農地審査会において、白井隆好委員、村田恵理子委員、神谷明男委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件

である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

また、農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定する案件 15 件 20 筆 16,400 m²につきましても、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、ご審議をお願いするものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 51 号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

農用地区域からの除外及びそのことについての、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画について。

農用地区域からの除外番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

7 ページの議案第 51 号について説明させていただきます。

豊橋市農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外 7 件・面積 51,443.62 m²です。

今回の案件につきましては、8 月 16 日（木）の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、8 月 21 日（火）の農地審査会において、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて

て、了承を得ております。

除外案件の目的としましては、分家住宅が1番・2番・3番の3件、駐車場が4番・5番・6番の3件、近代化不可地が7番の1件の計7件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

なお、8月の書類説明会等にご説明差し上げました案件の内、二川土地改良区による県営畑地帯総合土地改良事業東細谷地区の案件は、事業スケジュールの見直しにより、申出書の提出はありませんでした。学校法人による施設建設の案件は、都市計画法における大規模案件で調整中のため、申出書の提出はありませんでした。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第2項 及び 第4条の4（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） 第1項 第27号に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の除外についての、農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案についての、農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第52号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第52号 8ページをご覧ください。

議案第 52 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。

番号 1 番は、水稻及び施設園芸による経営です。特例農地の 2 筆は水稻の栽培、2 筆はハウスにおけるミニトマトの栽培です。

この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地はありません。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 53 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 53 号 9 ページをご覧ください。

議案第 53 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は、水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 5 筆は水稻の栽培、1 筆はサトイモの栽培、4 筆は柿の栽培です。

この 1 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き

き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は4筆ありました。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第54号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から8番の8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第54号 10ページ及び11ページをご覧ください。

議案第54号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番は、畑作による経営です。特例農地の1筆はキャベツの栽培、4筆は保全管理、1筆には堆肥舎が建築されておりました。

番号2番は、畑作による経営です。特例農地の1筆はキャベツの栽培、4筆は保全管理です。

番号3番は、施設園芸による経営です。特例農地の1筆はカーネーション等の栽培、7筆はハウスでの保全管理です。

番号4番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の10筆は保全管理です。

番号5番は、水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の1筆はサツマイモの栽培、5筆がハウスにおけるぶどうの栽培、2筆は保全管理です。

番号 6 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 2 筆は水稻の栽培、3 筆は保全管理です。

番号 7 番は、水稻及び果樹による経営です。特例農地の 1 筆は水稻の栽培、1 筆は柿の栽培です。

番号 8 番は、畑作による経営です。特例農地の 3 筆は保全管理です。

この 8 件については、議案に記載の推進委員の皆さんに現地調査をしていただいた結果、番号 1 番の 1 筆を除きその利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。番号 1 番の堆肥舎は、平成 19 年に農地転用許可をとって建てたため、税務署に報告しても納税猶予に係る期限の確定の対象とはなりません。

なお、市街化区域内の農地は、番号 3 番と 8 番が特例適用農地のすべてが該当し、番号 5 番には 6 筆ありました。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きして、議案第 55 号「農用地利用配分計画案について」の番号 3 番から 5 番までの 3 件については、福井直子委員が役員を務める農地所有適格法人が借り受けるため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

福井委員は、関係案件のみ一時退席をいたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、「議題第 55 号農地用利用配分計画案について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 55 号、農用地利用配分計画案について、説明させていただきます。

農地中間管理事業についてですが、先程の議案第 50 号「農用地利用集積計画」は、土地所有者から農地中間管理機構事業を行います愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）への貸付けになりまして、「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を作成・決定し、豊橋市において公告することで行われます。

一方で、愛知県農業振興基金から耕作者に貸し出す場合は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項の規定により、本議案で審議する「農用地利用配分計画案」を作成し、豊橋市から愛知県農業振興基金に提示し、更に、愛知県において農地利用配分計画案を公告・縦覧することとなります。

今回の案件につきましては、5 件 20 筆 16,400 ㎡となっております。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項で

- 1 号 計画の内容が、基本方針および事業規程に適合するものであること
- 2 号 賃借権の設定等を受ける者が、農地中間管理機構において公表されている者
- 3 号 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件、
 - イ 農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること
 - ロ 事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

の各要件を満たしております。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を願います。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号 3 番から 5 番までの 3 件とそれを除いた案件とに分けて審議していただくということで進めて参りたいと思います。

まず、番号 1 番及び 2 番の 2 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は「同意する」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見はさよう決しました。

福井直子委員は退席してください。

それでは、番号3番から5番までの3件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は「同意する」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見はさよう決しました。

福井直子委員は復席してください。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の13ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から35番までの35件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に18ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から5番までの5件、及び19ページか

らの報告第3号の番号1番から38番までの38件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に25ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から4番までの4件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に26ページをお願いします。

報告第5号の番号1番の1件については、20年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、9月21日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、全て宅地課税でした。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時05分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。（午前10時08分再開）

議 長

次に「平成31年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書に対する取り組みについて」ですが、事務局の方で進行をお願いします。

事務局

それでは、「平成31年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書に対する取り組みについて」ですが、お手元の資料3-1をご覧ください。

去る7月6日に政策会議室において、市長へ意見書を提出いたしました。

この意見書については、平成31年度とありますとおり、来年度の施策に反映をして頂きたいということの意見でございます。

本日は、改善意見書に対する各課の取り組み方針について、説

明の場を設けさせて頂いたものです。

農業企画課、農業支援課、農地整備課におかれましては、これから来年度の予算等を検討していくことになりますので、この方針は確定ではないということを十分ご理解の上、説明をお聞き願いたいと思います。それでは、各課の説明をお願いします。

<農業企画課専門員、農業支援課長、農地整備課長 説明>

<質疑応答>

事務局

ありがとうございました。

では、農業企画課専門員、農業支援課長、農地整備課長には、本日は大変お忙しいところお越し頂きありがとうございました。

<農業企画課専門員、農業支援課長、農地整備課長 退場>

次に資料 3-2 をご覧ください。

9 月 13 日には、愛知県東三河農林水産事務所において、愛知県知事あての意見書を愛知県東三河農林水産事務所長へ提出いたしました。

井川会長職務代理者よりご報告いただきます。

<井川会長職務代理者 報告>

事務局

以上で、「平成 31 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書に対する取り組みについて」の報告を終了いたします。

議長

次に『「人・農地プラン」の更新について』農業企画課の担当より説明があります。

説明をお願いします。

<農業企画課職員 説明>

<質疑応答>

議長

ご質問がなければ、これで終了いたします。

次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前 10 時 40 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 9 月 27 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(8 番 木下 忠久 委員)

議事録署名者
(9 番 清原 さと子 委員)